

発議案第6号

労働法制の改悪をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊞
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊞
	同	皆川知子	㊞
	同	堀口明子	㊞

提案理由

派遣業務の内容も派遣期間も事実上規制を取り除くものであり、「人貸し業」を公認しようとするものであることから、国に対し労働法制の改悪をやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

労働法制の改悪をやめるよう求める意見書

厚生労働省の労働政策審議会では、労働者派遣法と労働契約法の見直し議論が進められている。その内容は、「企業が世界で一番活躍しやすい国」を目指す安倍内閣の意向を具体化するために、派遣など非正規雇用を拡大し、正規雇用との入れかえを大規模に進め、非正規・不安定雇用が当たり前の社会に変えるものであり、認めることはできない。

そもそも派遣業は、労働基準法と職業安定法で禁止している「人貸し業」を、「臨時的・一時的な働き方」に限定し、派遣先の正規雇用の代替にしないことを原則として、例外的に合法化したものである。派遣期限も「原則1年、最長3年」とし、期間を超える場合は、直接雇用の義務が生ずるなどの制約があり、企業は安易に正社員を減らし、派遣社員に置きかえてはならないのである。

しかし、明らかにされている見直しの方向は、派遣業務の内容も派遣期間も事実上規制を取り除くものであり、「人貸し業」を公認しようとするものである。これは、企業が直接雇用の責任を果たさず、社会保障費の負担を免れ、景気動向で自由に雇いどめできるなど、企業の利益を優先した露骨な見直し案である。政府や経団連などは「企業収益の拡大を賃金上昇につなげる」などと言いながら、一方で正社員を低賃金の非正規・不安定雇用に落とし込もうとするのは、重大な問題である。

「デフレ解消」、「景気回復」には、勤労者の所得を引き上げることが必要不可欠である。そのためには、日本を非正規・不安定雇用中心の社会にするのではなく、雇用は正社員が当たり前の社会を築くべきである。

よって、本市議会は国に対し、労働法制の改悪をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様